JA 愛知厚生連　海南病院

反社会的勢力排除に関する覚書の締結について（依頼）

愛知県厚生農業協同組合連合会において、令和２年４月１日以降に締結する新規契約につきまして、反社会的勢力排除に関する覚書の締結が義務付けられました。契約書・協定書に別添の「反社会的勢力排除に関する覚書」を含めていただきますようお願いいたします。

反社会的勢力排除に関する覚書

（表明保証）

第１条　甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

（１）　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という。）ではないこと

（２）　暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有しないこと

（３）　暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと

（４）　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有しないこと

（５）　暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと

（６）　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

（本契約等の解除）

第２条　甲または乙が前条各号に違反する場合、あるいは甲または乙（それらの役職員を含む）が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方は本契約または本契約に付随する契約、覚書その他合意の全部もしくは一部を解除することができる。

（１）　自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合

（２）　相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合

（免責）

第３条　前条の規定に基づき解除をされた甲または乙に損害が生じたとしても、相手方は損害賠償金、補償金その他名目を問わず、当該甲または乙に対して、なんらの金員も支払う義務を負わないものとする。

（覚書の適用月日）

第４条　この覚書は令和●年●月●日※から適用する

※第４条の日付は、契約書の締結日と同じ日付になります。